

（仮称）南流山第二小学校について

（１）趣旨

本地区では、土地区画整理事業による宅地供給が進み、マンションや戸建て住宅の建設により、通学対象となる南流山小学校で児童数が増加している。隣接する小学校へ通学区域を変更したとしても、今後も増加する児童数に対応できないことが想定されるため、現南流山中学校校舎を（仮称）南流山第二小学校とするにあたり、通学区域を決定する必要がある。

（２）通学区域決定の日程

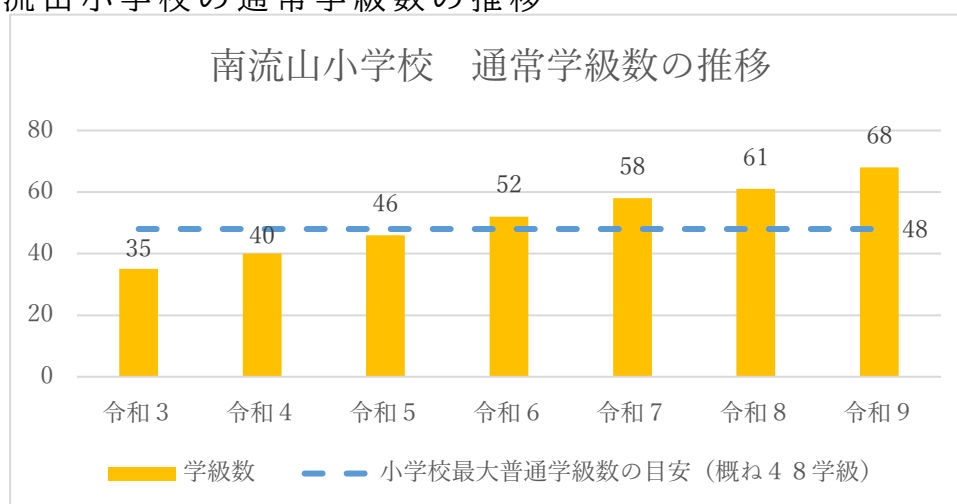
月	内 容
８ 月	第１回通学区域審議会
１０月	市民向けアンケート実施
１２月	第２回通学区域審議会
１ 月	第３回通学区域審議会
３ 月	教育委員会議にて通学区域の方針決定

（３）南流山小学校の今後の教室過不足数（使用可能教室：４９）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
児 童 数	１ ２ ３ ７	１ ４ ３ １	１ ６ ０ ７	１ ７ ８ ７	１ ９ ９ ７	２ １ ５ １	２ ２ ８ ６
通常学級数	３ ５	４ ０	４ ６	５ ２	５ ８	６ １	６ ８
特別支援学級数	６	６	６	６	６	６	６
過 不 足 数	△ ２	△ ３	▲ ３	▲ ９	▲ １ ６	▲ ２ ０	▲ ２ ７

※令和５年度の不足分は特別支援学級の教室を分けて使用

（４）南流山小学校の通常学級数の推移



(5) 場所 流山市大字流山2539番地の1 (現南流山中学校)



(6) 流山市教育委員会としての通学区域案

別紙における「案E」を通学区域として設定したいと考えている。

<理由>

- ・現時点における使用可能教室数が、南流山小学校49教室、(仮称)南流山第二小学校27教室であることを考慮した。(現南流山中は、改築等に対応は可能。)
- ・木地区には未整備地が残っており、今後も転入者が見込まれ、児童数が増えていくことが想定されることから、将来を見据えて通学区域を考える必要がある。

(7) 通学路の安全対策について

隣接する小学校のため、現在の通学路から大幅な変更はないことが予想されるが、新たに通学路となる箇所を中心に、教育委員会、市道路管理課、県土木事務所及び警察等の関係機関と連携して現地点検を行い、危険箇所(交通及び防犯面)については、開校までに安全対策を講じていく。